

北島町介護予防・日常生活支援総合事業 【緩和基準】訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	941 単位	941	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割		事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	31 単位	31	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス／212		事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	1,879 単位	1,879	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割		事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	62 単位	62	1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス／213		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	2,982 単位	2,982	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	98 単位	98	1日につき	
A2	2421	訪問型独自サービス／221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	230 単位	230	1回につき
A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2	事業対象者・要支援1・2（20分未満） (3)短時間の身体介護が中心である場合		130 単位	130		
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	12 単位減算	-12	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割			事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212			事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	23 単位減算	-23	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割			事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213			事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	37 単位減算	-37	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割			事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222		事業対象者・要支援1・2（週2回程度） (2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2		
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） (2)生活援助が中心である場合 (二)所要時間が45分以上の場合	2 単位減算	-2		
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／2		事業対象者・要支援1・2（20分未満） (3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2		
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算	100		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200		
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限定	

色分けのルール
水色……新設
黄色……変更